

一般社団法人尾道薬剤師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人尾道薬剤師会「以下本会という」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を広島県尾道市に置く。

(目的)

第3条 本会は、薬剤師としての倫理の向上、薬学の進歩を図ると共に地域社会の薬事衛生に貢献する事により地域社会の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬剤師の倫理及び職能向上に関する事業
- (2) 薬業及び薬学教育の進歩発展に関する事業
- (3) 薬事衛生並びに公衆衛生の改善発達に関する事業
- (4) 地域医療に関する事業
- (5) 医療保険・介護保険、在宅医療並びに薬局業務に関する事業
- (6) 学校薬剤師に関する事業
- (7) 関係行政機関に対する協力事業
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、主たる事務所に掲示することにより行う。

第2章 会員

(会員の資格)

第6条 本会は細則に定める地域に在住又は勤務する薬剤師であつて、本会の目的に賛同し入会したものをもちて会員とし、会員をもちて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律「以下一般法人法という」上の社員とする。

(入会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は社員総会で定める入会金・会費等を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は本会を退会しようとする時は、退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員は次の号の1つに該当した時は退会したものとみなす。

- (1) 死亡した時
- (2) 会員が第6条に掲げる会員たる資格を喪失した時

(除名)

第10条 会員が次の各号の1つに該当する時は、社員総会において出席者の3分の2以上の同意を得て、除名することができる。

- (1) 本会の目的に著しく違背したとき
- (2) 犯罪、その他本会の信用を著しく損なうような行為があったとき
- (3) 正当な理由なくして会費を1年以上滞納し、催告に応じないとき
- (4) その他会員たる義務を怠ったとき

2 前項の議決に際しては、あらかじめ当該会員に対し当該事項について弁明する機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 既納の入会金・会費その他の拠出金は返還しない。

(会員名簿)

第12条 本会は会員名簿を作成する。

2 会員は、氏名、住所、業務および勤務場所を変更した時はすみやかに本会に届け出なければならない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内又は広島県薬剤師会定時総会終了後1か月以内に開催する。臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに会員に対して発する。

(機能)

第15条 社員総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 事業計画の承認
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) その他本会運営に関する重要な事項

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故がある時は、社員総会におい

て議長を選出する。

(定足数)

第17条 社員総会は会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第18条 社員総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。議決権は会員各1票とする。

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により他の会員をもって代理人として表決を委任することができる。この場合第17条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 社員総会に出席した会員の数、書面表決者数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過および要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員の中から社員総会において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第21条 本会に次の役員を置く

理事 3名以上20名以内

監事 2名

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、会長とする。
- 3 理事のうち2名ないし3名を副会長とする。
- 4 理事及び監事は、兼任することはできない。

(選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の議決によって選任する。

2 会長、副会長は、理事会の議決によって理事の中から選任する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(職務)

第23条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 監事は会務の執行及び会計を監査し、その監査結果を社員総会において報告する。

(任期)

第24条 役員の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長・副会長に欠員を生じたときは理事会においてすみやかに後任者を選定する。ただし、補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了または辞任により退任した後も、後任が就任するまでは、なお引き続きその職務を行わなければならない。

(解任)

第25条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、社員総会において出席者の3分の2以上の同意を得て解任することができる。

(報酬)

第26条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 前項の報酬等の総額及び支給の基準等は、総会において定める。

(顧問)

第27条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問の委嘱期間は、委嘱した会長の任期満了の時までとする。
- 4 顧問は、会務について会長に意見を具申する。

(職員)

第28条 本会の業務を処理するため職員を置くことができる。

- 2 職員の任免、給与、分限その他の事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第5章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(開催)

第30条 理事会は会長が必要と認めたとき開催する。

- 2 理事は、会長に対して理事会の開催を請求することができる。
- 3 理事の過半数が必要と認めたとき、理事会を開催することができる。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会の定める順序により副会長が理事会を招集する。

(機能)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定
- (4) 社員総会に付議する事項の決定

(議決)

第33条 理事会の議決は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条(理事会の書面決議)の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、10年間主たる事務所に備え置く。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の数及び氏名
- (4) 議案
- (5) 議事の決定事項
- (6) その他必要事項

- 2 議事録には、会長及び出席した理事のうちからその会議において選出された議事録署名人が、署名又は記名押印しなければならない。

第6章 部会及び委員会

(部会の設置)

第35条 本会は理事会の承認を経て、職務部会及び委員会を設置することができる。

- 2 職務部会及び委員会に関する必要事項は別に定める。

第7章 基金

(基金の拠出)

第36条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、本会が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 入会金・会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(予算及び決算)

第41条 本会の収支予算は、毎事業年度の定時社員総会の議決により定める。

- 2 予算及び収支決算は年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の処分)

第42条 本会は剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において、出席者の3分の2以上の決議をもって変更することができる。

第10章 解散及び残余財産の処分

(解散)

第44条 本会を解散するには、社員総会において出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(残余財産の処分)

第45条 解散後の残余財産は社員総会の議決をもって、本会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

(清算人)

第46条 本会が解散したときは、会長、副会長、理事が清算人となる。ただし、社員総会の決議により清算人を選任することができる。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第47条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成27年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第48条 本定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(細則)

第49条 この定款の施行について必要な細則は、社員総会の議決を経て会長が定める。

(設立時の主たる事務所)

第50条 本会の設立時の主たる事務所は、広島県尾道市天満町13番14号とする。

(その他)

第51条 本会の設立により、尾道薬剤師会の会員及び財産は本会が継承する。

(設立時の社員)

第52条 本会の設立時の社員は、次のとおりである。

設立時社員1	田邊 ナオ
2	中 壽美
3	児玉 信行
4	工藤 重子

(設立時理事等)

第53条 本会の設立時理事・代表理事及び監事は次のとおりとし、その任期は第24条第1項の規定にかかわらず、法人設立の登記後最初の事業年度のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

設立時理事	麻生 祐司
同	安保 圭介
同	伊駒 尊子
同	井上 美智子
同	恵谷 展幸
同	奥濱 玉穂
同	片渕 則彦
同	串田 慎也
同	下田 篤子
同	田邊 ナオ
同	友滝 恵子
同	豊田 芳彦
同	中 壽美
同	平井 貴久美
同	平田 和正
同	横田 いつ子

説立時代表理事	田邊 ナオ
設立時監事	児玉 信行
同	横田 進

附 則

(平成26年 7月 5日議決)

本定款は、平成26年 7月 5日から施行し、平成26年 4月 1日から適用する。

附 則

本定款は、令和 4年 7月 7日に一部改正し、令和 4年 7月 8日から適用する。